

## 懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 処分をした弁護士会 佐賀県弁護士会
- 処分を受けた弁護士  
氏名 小野 権友  
登録番号 13549  
事務所 佐賀県佐賀市中の小路3-30  
小野法律事務所
- 処分の内容 業務停止2月
- 処分が効力を生じた年月日  
平成28年10月17日  
平成28年10月24日 日本弁護士連合会

## 裁決の公告

第二東京弁護士会が平成27年10月30日に告知した同会所属弁護士三崎恒夫会員（登録番号19422）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年10月18日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年10月24日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

平成28年10月24日 日本弁護士連合会

## 旅行死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳代から50歳代位、性別男性、身長160センチメートル位、体格普通、着衣は、紺色ジャケット、白色ワイシャツ、白色肌着、灰色ズボン、トランクス、黒色靴下、黒色革靴、所持品は、デジタルオーディオプレーヤー1台、電卓切符6枚、キーホルダー、パスケース1個等

上記の者は、平成28年9月4日宮城県名取市上余田字市坪82番地普門寺南西側寺堀踏切付近で電車と接触し、死体で発見されました。推定死亡年月日は平成28年9月4日午後11時12分頃。死因は全身打撲。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は委託葬儀社にて保管しております。心当たりのある方は、当市社会福祉事務所で申し出て下さい。

平成28年11月9日  
宮城県 名取市長 山田 司郎

## 公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業の以下に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付を受けるべき者又は利害関係者及びその者の送付すべき場所が確認できないので、同法第133条第1項の規定により当該通知の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成28年11月9日  
長野都市計画事業  
長野駅周辺第二土地区画整理事業  
施行者 長野市  
代表者 長野市長 加藤 久雄  
記

- 送付を受けるべき者の住所及び氏名  
住所 長野市大字東和田255番地1  
氏名 山崎熱研工業株式会社  
住所 長野市大字栗田408番地  
氏名 竹村 英子

2 通知の内容  
使用収益停止通知  
長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業施行地区内のあなた外1名が共有する宅地について、土地区画整理法第100条第1項の規定により、下記のとおり使用し、または収益することを停止しますので、通知します。

使用し、または収益することを停止する宅地  
所在地 長野市大字栗田字源田窪962番12  
地目 宅地  
登記地積 39.45㎡  
基準地積 39.45㎡

告知

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に長野県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第2項に規定されています。）
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、使用収益停止通知書及び従前の土地図は省略し、それらを長野県長野市大字栗田972番地の長野市駅周辺整備局事務所の掲示板に掲示します。

## 会社その他の公告

### 解散公告

当社は、平成二十七年十月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

千葉県館山市北条二〇一九番地の一  
合同会社信愛堂  
清算人 高橋 友子

### 解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づき議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都調布市入間町三丁目五番地の三  
株式会社成城テニスクラブ  
代表清算人 栗山ミチ子

### 解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都港区赤坂四丁目七番六号  
グローバル・マーケティング・インテック  
ス・ジャパン合同会社  
清算人 齋藤 亜

### 解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都町田市小川二丁目三三番地  
株式会社平和設計  
代表清算人 下川 泉

### 解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都台東区谷中三丁目一四番六号  
有限会社ミタカ商会  
清算人 田中 未子

### 解散公告

当社は、平成二十八年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都港区赤坂一丁目四番一〇号  
有限会社猿田ビル  
清算人 五味 才行

### 解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都千代田区神田美土代町五番地  
株式会社エフアイ  
代表清算人 小倉 信彦